

熱海市告示第71号

熱海市広告掲載要綱を次のように定める。

平成21年8月20日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公有財産、物品、印刷物その他の熱海市（以下「市」という。）の保有する資産（以下「市有資産」という。）を、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出する媒体として活用することにより、市の自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる市有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) ホームページ
- (2) 広報その他の印刷物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (5) 個人の氏名又は団体の名称を広告するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11)前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないとして市長が認めるもの

2 前項各号に掲げる広告掲載の範囲に係る基準及び広告媒体に広告掲載することができない民間企業等の要件は、別に定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集方法、規格、広告掲載料金その他の広告掲載の募集に当たり必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載し、又は掲出しようとする広告の内容に関する資料その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、当該広告掲載の適否を決定するとともに、当該決定について申込者に通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載することについて決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、版下その他の広告掲載に必要な原稿を市長に提出するものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告掲載及び広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

3 広告主は、広告掲載について、その方法、日程等に関し市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲載を行った広告の内容が第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 前条第3項の規定により出された指示に従わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該決定を取り消す必要があると認められるとき。

(広告審査委員会)

第9条 市長は、広告掲載について審査を行うため、熱海市広告審査委員会（以下「委員会」

という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第3条第2項の規定により定める広告掲載の範囲に係る基準の審査に関すること。

(2) 第4条の規定により定める広告掲載の募集に当たり必要な事項の審査に関すること。

(3) 第6条第1項の規定による決定を行うに当たり必要な審査に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載の審査に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、財政部長をもって充てる。

5 委員は、財政課長、総務課長、まちづくり課長及び生涯学習課長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、当該広告媒体担当課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(熱海市ホームページ広告掲載取扱要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 熱海市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成17年熱海市告示第91号)

(2) 熱海市広報あたま広告掲載取扱要綱（平成19年熱海市告示第34号）

(3) 熱海市移住促進等パンフレット広告掲載取扱要綱（平成19年熱海市告示第56号）
（経過措置）

3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前のそれぞれの告示の規定により掲載の決定を受けている者は、この告示の施行の日に第6条第1項の規定により広告掲載することについての決定を受けた者とみなす。